

広島県告示第二百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十七年四月十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年四月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道大田木ノ江線	豊田郡大崎上島町東野字先大田四〇三四番一地先から豊田郡大崎上島町東野字五十鷲四一五一番一地先まで	平成二十七年四月二日